

○フグの衛生確保について

輸入ナシフグの取扱い

□ 食品衛生関係法規集② P. 1775

平成5年2月3日

衛乳第23号

各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長宛

厚生省生活衛生局長通知

標記については、「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日環乳第59号厚生省環境衛生局長から都道府県知事等宛通知）により通知したところですが、近年、ナシフグの筋肉部が原因となる食中毒が続発したことから、その毒性について調査研究を行ってきたところ、輸入されたナシフグ、日本近海産のナシフグ等の一部の筋肉部に毒性を有するものが存在することが判明しました。

ついては、「フグの衛生確保について」を下記のとおり改正し、ナシフグを食品衛生法第4条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きに該当しない食品として販売等が認められないものとして取り扱うこととしたので関係営業者等に対する周知、指導の徹底等の措置に遺憾なきをお願いします。

また、フグの学名の表記についても使用実態を踏まえ、下記のとおり一般に使用されている学名を追加することとしましたので、関係営業者に対する周知等をあわせてお願いします。

なお、輸入時における取扱いについては別添1のとおり検疫所にて通知するとともに、漁獲段階における対策については別添2のとおり水産庁に要請を行っているので、念のため申し添えます。

記 略

〔関連通知〕

フグの衛生確保について（平7.12.27衛乳270）

（別添1） 輸入ナシフグの取扱いについて

〔平成5年2月3日 衛乳第24号 各検疫所長宛 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知〕

標記については、「輸入フグについて」（昭和59年3月3日環乳第6号生活衛生局乳肉衛生課長通知）及び「輸入ナシフグの取扱いについて」（平成元年1月19日衛乳第4号生活衛生局乳肉衛生課長通知）により通知したところですが、近年、ナシフグの筋肉部が原因となる食中毒が続発したことから、その毒性について調査研究を行ってきたところ、輸入されたナシフグ、日本近海産のナシフグ等の一部の筋肉部に毒性を有するものが存在することが判明しました。

ついては、「輸入フグについて」を下記のとおり改正し、ナシフグを食品衛生法第4条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きに該当しない食品として輸入等が認められないものとして取り扱うこととしたので関係営業者等に対する指導の徹底に特段のご配慮をお願いします。

また、ナシフグの食品衛生法上の取扱い等については別添のとおり各都道府県等に通知したので、念のため申し添えます。

なお、「輸入ナシフグの取扱いについて」（平成元年1月19日衛乳第4号生活衛生局乳肉衛生課長通知）は平成5年2月3日をもって廃止します。

記・別添 略

（別添2） フグの取扱いについて

〔平成5年2月3日 衛乳第25号 水産庁長官宛 厚生省生活衛生局長通知〕

水産食品の安全確保対策については日頃よりご協力を願っているところです。

さて、標記については、「フグの取扱いについて」（昭和58年12月2日環乳第59号厚生省環境衛生局長から水産庁長官宛通知）により当職から貴職に対し協力をお願いしてきたところですが、近年、ナシフグの筋肉部が原因となる食中毒が続発したことから、その毒性について調査研究を行ってきたところ、東シナ海及び日本近海産のナシフグの一部の筋肉部に毒性を有するものが存在することが判明しました。

については、ナシフグによる食中毒の防止を図るため、貴庁におかれても、ナシフグを水揚げしないため選別を厳重に行うよう関係者の十分な指導をお願いします。

なお、ナシフグの食品衛生法上の取扱いについては別添のとおり各都道府県等に通知したので、念のため申し添えます。

別添 略

▲ 戻る

(c) copyright chuohoki publishers 2005